

議案第67号

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例について

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

グリーンパーク山東を構成する施設のうちトレーラーハウスを廃止するため、この案を提出するものである。

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例

グリーンパーク山東条例（平成 17 年米原市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とする。

別表第 1 トレーラーハウスの項を削る。

別表第 2 中

「

トレーラーハウス

金額
28,000 円／泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後 4 時から翌日の午前 10 時までとする。
- 2 トレーラーハウスを延長して使用する場合は、1 時間につき 1,000 円を割増しとする。ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 トレーラーハウスの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

を

」

削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

グリーンパーク山東条例新旧対照表

改正後	現 行																																				
<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条 グリーンパーク山東(以下「グリーンパーク」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15)</u> 前各号の施設に付帯する施設</p> <p>第3条～第18条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>	<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条 グリーンパーク山東(以下「グリーンパーク」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15)</u> トレーラーハウス</p> <p><u>(16)</u> 前各号の施設に付帯する施設</p> <p>第3条～第18条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊研修棟宿泊室</td> <td>宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>宿泊研修棟研修室</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>工芸館</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>屋内多目的運動広場</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>ミニゴルフ場</td> <td>午前8時30分～日没</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>イベント広場</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	宿泊研修棟宿泊室	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時	宿泊研修棟研修室	午前9時～午後10時	コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時	工芸館	午前9時～午後5時	屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時	ミニゴルフ場	午前8時30分～日没	テニスコート	午前9時～午後10時	イベント広場	午前9時～午後5時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊研修棟宿泊室</td> <td>宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>宿泊研修棟研修室</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>工芸館</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>屋内多目的運動広場</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>ミニゴルフ場</td> <td>午前8時30分～日没</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>イベント広場</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	宿泊研修棟宿泊室	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時	宿泊研修棟研修室	午前9時～午後10時	コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時	工芸館	午前9時～午後5時	屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時	ミニゴルフ場	午前8時30分～日没	テニスコート	午前9時～午後10時	イベント広場	午前9時～午後5時
区分	時間																																				
宿泊研修棟宿泊室	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時																																				
宿泊研修棟研修室	午前9時～午後10時																																				
コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時																																				
工芸館	午前9時～午後5時																																				
屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時																																				
ミニゴルフ場	午前8時30分～日没																																				
テニスコート	午前9時～午後10時																																				
イベント広場	午前9時～午後5時																																				
区分	時間																																				
宿泊研修棟宿泊室	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時																																				
宿泊研修棟研修室	午前9時～午後10時																																				
コテージ	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時																																				
工芸館	午前9時～午後5時																																				
屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時																																				
ミニゴルフ場	午前8時30分～日没																																				
テニスコート	午前9時～午後10時																																				
イベント広場	午前9時～午後5時																																				

屋内ゲートボール場	午前9時～午後5時
屋外ゲートボール場	午前9時～午後5時
田園空間コミュニティ施設	午前9時～午後5時
アスレサーキット場	3月～10月 午前9時～午後5時 11月～2月 午前9時～午後4時
フィールドアスレチック	3月～10月 午前9時～午後5時 11月～2月 午前9時～午後4時

別表第2（第7条、第17条関係）

- 宿泊研修棟 略
- 宿泊研修棟 略
- コテージ 略
- 工芸館 略
- 屋内多目的運動広場 略
- ミニゴルフ場 略
- テニスコート 略
- イベント広場 略
- 屋内ゲートボール場 略
- 屋外ゲートボール場 略
- 林間キャンプ場 略
- アスレサーキット場 略
- 田園空間コミュニティ施設 略

屋内ゲートボール場	午前9時～午後5時
屋外ゲートボール場	午前9時～午後5時
田園空間コミュニティ施設	午前9時～午後5時
アスレサーキット場	3月～10月 午前9時～午後5時 11月～2月 午前9時～午後4時
フィールドアスレチック	3月～10月 午前9時～午後5時 11月～2月 午前9時～午後4時
トレーラーハウス	宿泊利用 午後4時～翌日の午前10時 昼間利用 午前10時～午後4時

別表第2（第7条、第17条関係）

- 宿泊研修棟 略
- 宿泊研修棟 略
- コテージ 略
- 工芸館 略
- 屋内多目的運動広場 略
- ミニゴルフ場 略
- テニスコート 略
- イベント広場 略
- 屋内ゲートボール場 略
- 屋外ゲートボール場 略
- 林間キャンプ場 略
- アスレサーキット場 略
- 田園空間コミュニティ施設 略

トレーラーハウス

金額

28,000 円／泊・棟

- 1 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 トレーラーハウスを延長して使用する場合は、1時間につき1,000円を割増しとする。ただし、引き続き宿泊する場合は徴収しない。
- 3 トレーラーハウスの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。